

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	地域利便確保協定（仮称）に係る課税標準の特例措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 立地適正化計画に基づく居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内において、地権者が協定に基づき地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を共同で行う場合に、当該公共施設等及び敷地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 協定に基づき低未利用土地を活用して整備又は管理する公共施設等及び敷地に関する固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2※に軽減する。</p> <p>※当該施設を都市計画決定した場合には非課税措置</p>		
〔関係条文〕	〔 - 〕		
減収見込額	[初年度]	- (-)	[平年度] - (▲46.8)
	[改正増減収額]	-	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内の低未利用土地を有効利用し、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を地権者が自ら行う新たな協定制度を創設し、もって都市の再生を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けては、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、計画と税財政上のインセンティブを組み合わせた誘導手法によって居住や都市機能の立地の適正化を図る立地適正化計画制度を創設し、その取組を促進している。他方、多くの都市では、低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、特に居住誘導区域においては低未利用土地が多数発生しスポンジ化が進行することで地区の生活環境や活力が損なわれている。</p> <p>これらの都市の再生にあたっては、低未利用土地の利用を図りながら地域の利便の確保・維持に資する道路、公園、医療施設等の公共施設、都市利便増進施設、居住者等利用施設の整備を促進し、居住環境を整備することが必要である。</p> <p>一方で、地域の利便の確保・維持に資する施設の中でも骨格となる公共施設については地方公共団体の責任のもとに整備するとしても、全ての公共施設等を地方公共団体がこれまでのように整備又は管理することは地方財政上も人材確保の側面からも困難となっており、今後は地域のコミュニティの核となるような身の回りの公共施設（道路・広場等）等については、地権者が地方公共団体に代わり、地権者共同で整備又は管理することも必要な状況となっている。</p> <p>このため、地権者が全員合意により地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を自ら行う新たな協定制度を創設し、もって都市の再生を推進する。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
	ページ	2-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7：都市再生・地域再生の推進 施策目標25：都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	全人口に占める立地適正化計画に定められた居住誘導区域内に居住する人口の割合が増加している都市数について、2020年までに100都市とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	全人口に占める立地適正化計画に定められた居住誘導区域内に居住する人口の割合が増加している都市数を増加させる。(2020年までに100都市とする。)
	政策目標の達成状況	本制度の前提となる立地適正化計画制度は、平成26年度の都市再生特別措置法改正により導入され、平成28年度よりその作成・公表の動きが本格化したところであり、今後、今年度実績値を踏まえ、本目標の達成状況を把握する予定。
有効性	要望の措置の適用見込み	5件/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内の低未利用土地を有効利用し、地権者が全員合意により地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を、地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設し、もって都市の再生を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金（平成30年度予算概算要求額10,484億円の内数）等
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方本措置は、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を、地権者が地方公共団体に代わり自ら行う協定制度を創設し、もって都市の再生を推進するものである。
	要望の措置の妥当性	予算上の措置のみでは無く税制措置により地域の自発的な取組を促進し、需要の創造・喚起を図ることが必要。また、固定資産税・都市計画税の軽減の対象は、立地適正化計画に基づく居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内において地権者が全員合意による協定を締結した上で、整備又は管理する公共施設等及び敷地に限定している。
	ページ	2-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	2 - 3